

令和5年度 第20回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年3月22日（金）9時30分～11時47分
開催場所	横浜市役所18階 みなと4・5会議室
出席委員	奥委員（会長）、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	菊本委員（副会長）、石川委員、稲垣委員、藤井委員
開催形態	公開（傍聴者1人）
議 題	1 横浜市環境影響評価技術指針の改定について
決定事項	

議事

1 議題

(1) 横浜市環境影響評価技術指針の改定について

ア 技術指針の改定及び別紙1第16回審査会でいただいた主なご意見について、事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 説明いただきました別紙1の内容について、既に皆様いただいた御意見を整理して事務局としての考え方も合わせて書いていただいておりますが、何か漏れているとかございますか。宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 前回欠席したものですから、少し蒸し返すようになるかもしれませんが、ヒートアイランドが技術指針には明記がないとありましたが、1つ私が気になっているのが地震です。地震についての耐震性、被害の防止あるいは避難スペースをどうするかとか、そういう問題があると思います。今回、配慮指針でも技術指針でもいいのですが、技術指針の改定にあたって検討はされていないのですか。例えば、検討したけど、この段階では時期尚早とか、あるいは項目とするのが難しいとか、そういうことはあったのでしょうか。もし事務局の方でその辺が分かりましたら教えてください。

【奥会長】 事務局から回答をお願いいたします。

【事務局】 地震等の自然災害を（環境）アセスメントでどのように捉えるかは難しいところもあるのですが、本日御説明します別表2の中で扱っている項目もありますので、よろしければそちらで御意見を頂戴できればと思っています。

【宮澤委員】 別表も拝見しましたが、非常に限られたものだったように思いましたので、正面から捉えたような検討はされていないのかなと思った次第で御質問しました。

【事務局】 地震そのものを対象とした項目は、今、記載がないところですが、「安全」という項目で、地震によって引き起こされる現象は扱っているところがあるのかなど、捉えています。

【宮澤委員】 それは「安全」の「有害物質漏洩」で扱っていることは承知しております。

【事務局】 「浸水」という項目も、大雨等による浸水だけではなく、津波の被害も含めた形での浸水という捉え方をしております。「土地の安定性」という細目が、地震等の自然災害によって発生する地盤の変形等ということ

で、対象には含めている形になります。

【宮澤委員】 私が1つ気になっているのは、高層建物の場合、壁面のガラス面が多いです。ガラスの落下というのが非常に危惧される場所なので、その辺についての配慮というのは必要じゃないのかなと、とても気になっております。

もう1つは都市部として、大きな建物ですから、避難スペースとして避難された方をどういうふうに扱うかという辺りも配慮されるのかなと気になったので、発言させてもらいました。

【奥会長】 どこまで環境影響評価の範疇で、正面から扱うべきかという仕切りの問題だろうと思えますけれども。今までも、災害発生時への対応についても、審査会で個々に議論してきたということもあります。技術指針にどこまで落とし込めるかとは、今は散らばっている感じですよ。

【事務局】 宮澤委員もおっしゃっていただきました避難スペースは、今回「緑地」という項目を追記しますので、緑地の機能の1つにはそういった防災減災に資する機能が含まれるものかなと捉えております。散らばっているというか、そういうふうにも見えるかもしれません。

【奥会長】 今、個々の項目の中に、関連する内容が、少しずつ落とし込まれているような状況になっています。これで今、宮澤委員が御発言いただいた趣旨が、各項目で十分に捉えられているかどうかというところで、見ていただくとよろしいかと思えます。

【宮澤委員】 かなりカバーしているのですが、さっき申し上げたような、高層建物の避難スペースとか、ガラスの落下から人命を守るというあたりは少し抜けているのかなと思いましたがものですから、どれくらい検討されたのかなと思って、御質問させてもらいました。

【奥会長】 片谷委員、どうぞ。

【片谷委員】 宮澤委員が御指摘されたことは、大変ごもっともな指摘であるとは思いますが。ただ、(環境)アセスメント制度は、基本的に事業者に責務を課している形の制度ですけれども、災害に対する事前対策にしろ、発生してしまった場合の対応にしろ、これは基本的に行政の責務ですので、事業者にてそれを課すということは無理があります。要はその事業が、行政が行う災害対応の様々な業務の妨げになることは当然避けなければなりませんので、そのレベルまでだと、私は個人的には考えています。事業の実施が、行政が行う災害対応の妨げにならないような配慮というのは環境配慮の中に入れてもいいと思えますけれども、事業者にて責務を課するという形は難しいであろうと思っております。以上です。

【奥会長】 災害時の避難スペースの確保、待機スペースの確保といったところは民間に御協力いただく部分というのと、行政としてしっかりやる部分というのがあって、両者がうまく連携するようところは重要ではあるけれどもということです。確かに宮澤委員がおっしゃったように、例えばガラスの落下は事業者の責任として、当然のこととして、対策はあらかじめ考えておいていただくべきところなので、それは個々の案件ごとに、特性に応じて、注意すべきところだとか懸念される場所は、審議の中で御指摘いただくということになるのかと思えます。なかなか技術指針で一律にとということにはならないのかもしれない。

【宮澤委員】 分かりました、結構です。

【奥会長】 田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 今回の改定の考え方の中に入っていない件で、方法書の段階で、地域の概況とか地域の特性を把握する項目があります。その中で既存の資料で不十分な場合、現地調査をやって補完することになっているのですが、いわば事前調査みたいなもの、事後調査に対して事前調査のようなものですが、あまり明確ではなくて必ずしも十分にやられてないような気がしています。方法書の段階では、計画そのものがまだはっきりとしていない面が多々ありますので、なかなか審査する側としてもどういう資料、情報が必要ということが言いにくい部分もあるのですが、これは準備書の段階、あるいは評価書に近い段階になってきて、そこからこういう調査を加えて新たに情報を得て評価するとなるとかなり時間がかかってしまうことになります。事後調査ほどはいかなくてもいいけれども、もう少し事前調査について、既存資料がない場合で、こういう場合にはこういう調査をする必要があると、しかもそれをどの程度やらなきゃいけないのか、というようなことも技術指針の改定の時に考えていただけないかなと思っています。

特に私が関係することと言えば、例えば、地下水の湧水の評価をする場合に、地下水量に対する既存資料がないと言われてしまうと、それに基づいた評価ができない。要するに準備書が煮詰まった段階で地下水流をもう少し調査してくださいとも言にくい。話がだいぶ進んでいますので。やはり方法書の段階で必要だと思われることを、ある程度事前調査しないとイケないと思っています。その辺も今回の機会を考えていただけるとありがたいなと思っています。おそらく「水循環」だけでなく、他の項目にもあると思います。例えば最近、風力発電とか地熱発電で、前倒し環境調査というのが検討されています。かなり事前調査を充実することによって、それ以降の評価あるいは審査のあり方を効率良くやるという考え方がありますので、その辺も参考にしながら検討していただければありがたいなと思います。

【奥会長】 本編と別表2の御説明いただいてから、今のような御意見をいただいた方が良いでしょう。

【事務局】 途中で御意見を伺ってしまい、すみません。ありがとうございます。

田中修三委員から御意見いただきました内容は本編の方で反映できる部分もあろうかと思っておりますので、本編の御説明を差し上げまして、また御意見を頂戴できればと思います。

ウ **別紙2**技術指針改定案（素案）本編について、事務局が説明した。
エ 質疑

【奥会長】 御説明のありました本編について、御意見などございましたらお願いしたいと思います。先ほど田中修三委員から御意見ありました点について、田中修三委員、何か追加でございますか。

【田中修三委員】 地域特性の把握のところ（**別紙2**の11ページ）です。先ほど私が申し上げた事前調査の補完に関わるのところ。確かにここに書いてある通り配慮書を前提とした調査をすることになるかと思うけれども、配慮書の段階ではまだ非常に計画自体が漠然としていてどういう情報が必要なのかということすらまだはっきりしない段階ではありますので、配慮書は

当然念頭に置かないといけないのですが、これが強調されてしまうと、配慮書段階に基づいた現地調査しかやらなくなってしまいうような気がします。どう表現したら良いか私はよくわからないのですが、やはり方法書あるいは評価書そのものをある程度念頭に置いて、必要となるであろう情報を収集するために、まずは既存資料から、当然調べるわけですが、そこで不十分と思えるものについては、実際の調査をしなければならないとなった方がいいのではないかと思います。

さきほど申し上げた地下水量のこととか、あるいは土壤汚染で言いますと、調査区域内のことはまだわからなくても、その周辺に指定区域がいくつかあると、要措置区域とか指定区域がある場合には、当然その調査区域にもそういうことが考えられるので、実際の土壤の調査情報がない場合には、可能な範囲である程度事前調査をやってみるとか、そういうことも必要ではないかなという気もしているのですが。

それから、今回の国際園芸博（2027年国際園芸博覧会）の「生態系」も、既存資料だけではなくて、やはり新たな調査をしなければならない。した方が良かったような点もあったのではないかという気もいたしますので、もう少し現地調査、あるいは別途事前調査と呼んでもいいかもしれませんが、充実した事前調査ができないかと思っています。漠然とした意見でまとまらないのですが。

【事務局】 御覧いただいている「(2)地域特性の把握」の解説の1段落目の最後の文章で、調査・予測方法を検討する段階が、方法書であるものですから必要な資料が十分収集できない場合は現地調査を行い補完します、といったところがもう少し欲しいところという御意見でしょうか。

【田中修三委員】 そうです。事例みたいなもの載せられないですか。例えば、こういう場合は事前調査が必要ではないかといった。もうちょっと具体的に解説ができると事業者側が対応してくれると思います。

【事務局】 少し考えてみたいと思います。

【奥会長】 もう少し具体的にイメージが持てるような表現を御検討いただくということでお願いいたします。

酒井委員、どうぞ。

【酒井委員】 今、お示しいただいた本編について、この枠組みの中ではもう言うことがないというか、いろいろ丁寧に反映していただいて、すごく完成度が高く感じるのですが、全く違う観点で。

事業者が公的な団体、具体的には市役所の部署ということかと思いますが、他にもあろうかと思えます。それから、公共事業であるような場合と、普通の民間の営利事業とは少し性質が違うのではないかと思います。そういうことは背景、事業特性の中に今まで説明されていて、例えば関内の辺りの全体の都市開発構想の中でどういう位置づけになるかとかいうような説明があるとか、そういうのは分かりやすいです。それをもう一步踏み込んで事業者の性格によって、少しニュアンスを変えて取り扱う部分があるような気もするのですが、その辺はどうなのかなと。簡単にパッと思いつくのは、例えば、市の事業であれば他の部署との連携の中で、先々まで見越した包括的な施策の中でどういう位置づけとして考えられているのかとか、住民への向き合い方は営利企業とは違う意味があろうかと思うので、その辺をどういう配慮がされている

のかとか、少し変わってくる部分があって、具体的に書類のどこにどう反映とすぐに言えないのですけども、そういうところからの精査があってもいいと思いました。今、完全に横並びの感じになっていますよね、事業者としての扱いとしては。少し色を付けるといいますか。

【奥会長】 色というか、説明の仕方をしっかりと民間の営利的な事業であるのか、行政が関わる公共的な事業であるのかというところ。説明の仕方をしっかりと変えさせるという趣旨ですか。

【酒井委員】 今も多分、現状追認する形で事業特性の中で、説明しているかと思うので、ちゃんとそういうふうを書くということを明記するという気もするのですけども、それだけではなくて、私はむしろ色々細かく各段階で配慮すべきこととか、どこまで具体的にそれを反映させるかというのは分からないのですけれども、単なる趣旨説明を超えてアセスの手続全般にわたって、事業者の性格の違いというものを汲んでもらって、何か違いがあるべきなのかどうかという検討をした方が良いのではないかと少し思いました。

【奥会長】 そういう観点では考えてきていなかったところではありますよね、事務局。

【事務局】 今、酒井委員がおっしゃったような事業特性に合わせた形で、事務局が指針を運用してきているといったところかとは思いますが。それをこの技術指針の中で、幅を持たせて記載する部分が出てきてしまうところも、もしかしたらあるのかなど。もしくは先ほどの具体例があると言っていたように、いくつか例示をしながら、こういった場合にはという書き分けができる部分ももう少しあるかと思えます。

事業の特性に関しては、配慮書段階の解説で、(別紙2)の7ページのカのところ。事業計画の概要の中に、今おっしゃったようなことをどう書いていただくのかなど1つには思います。カの「事業の目的及び必要性」の解説は少しあっさりしていますけども、事業の上位計画等がある場合には、その内容も簡潔に記載してください、ということで、例えば、廃棄物処理施設のような場合には上位計画はあまりないかと思うのですけれども、酒井委員がおっしゃった関内の再開発や区画整理の場合には、上位計画がありまして、その位置付けの中で行われている事業です、といったようなことは当然あるかと思えます。そういったことも記載してほしいという趣旨での記載になるのですが、これだけで伝わるかという少し難しいかもしれませんけれども、こういった形になりますでしょうか。

【酒井委員】 はい。

【奥会長】 技術指針にやはりどう落とし込むかというところですね。

【酒井委員】 私自身も何か議論してみないと、明確に言えなくてすみません。

観念論になってしまいますけども、民間の事業というのは、一種の自由な営利行為ができることは保証されていて、でも色々な軋轢を生まないようにという仕組みなのですけども、そのことと全体の地域運営の中で、何かを引き換えにしてここはやるべきという話とは性格が少し違う気がして、対立の構図には本来ならないはずというか。

【事務局】 趣旨としては理解できたような気がします。少し技術指針上の表現としては、(別紙2)の7ページのカ(事業の目的及び必要性)が、もう少し

し膨らませられるのではないかとということと、先ほども御説明しました「ク 事業計画を立案した経緯」のところ、今までは先ほど御説明した（別紙2の7ページの）目的（カ 事業の目的及び必要性）と、ほぼ同じ文章が入っている図書が多かったものですから、この書き分けをしていくことで委員がおっしゃっていることにも応えられるのではないかと考えているところです。

【酒井委員】　そこで確認したコンセプトなりが、具体的なアセスメント手続きの中にどのように落とし込まれるのかが、実効性という意味では重要かと思うのです。多分、今までの議論もそれにかかる部分が大きくて、なんでこれをやるのですかみたいな議論になったときに、横浜市の環境保全戦略の中でこれはどういうふうに考えるという、抽象的な議論に時間を割いてしまうこともあって、そこを事業者自ら最初に説明をしてくれると、すっきりと納得いって話が早いかなという気がします。もちろん今おっしゃってくださるところに、もう少し明示的に書いてもらい、事務局が運用で実際やっている部分を明示的に書いてくださるといのは、重要な最初のステップかと思って、その先どこまで踏み込めるのかを丁寧に考えてみていただければ嬉しいです。

【事務局】　今、ご覧いただいているのが配慮書のところ（別紙2の7ページ）ですけれども、その後の方法書、準備書まで事務局で見直しをしてみたいと思います。

【酒井委員】　よろしくをお願いします。

【奥会長】　よろしくをお願いします。（別紙2の7ページの）ク（事業計画を立案した経緯）のところですね。（別紙2の7ページの）カ（事業の目的及び必要性）ももう少し、今一文でさらっと書いてありますが。

【事務局】　（別紙2の7ページの）カ（事業の目的及び必要性）の部分も手厚くした形にして、ク（事業計画を立案した経緯）の部分とうまく対比できるような形に整理できればと思います。

【奥会長】　そうですね、そこに繋がるように、御検討ください。

他はいかがでしょうか。田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】　最初に説明していただいた（別紙1の）9番の意見を出したのですけれども、アセスの審査が、計画が十分固まっていない段階で行われることがあってという話をしまして、それについても検討いただきましてどうもありがとうございます。先ほど説明していただいた中で、例えば配慮書の作成の時期に関して、見直しなども考えられるのでこうしたことが可能な時期に作成してくださいといったような記述などもあって、こういったところで反映していただいたのは、大変良いことと思えました。

一方で、その後、方法書、準備書も本編の中で説明があるのですけれども、やはり一番重要なのは、準備書でこのアセスの審査会で議論が行われる段階では、きちんと計画が定まっていて、それに基づいた予測評価をした書類が出てくるのが重要と思うのですけれども、今回の本編の準備書の部分にはその辺りが、あまり記載がされていないようにも思ったので、配慮書の部分に書いていただいたようなことと同様に、準備書の部分でも計画が十分に煮詰まっていて、それに基づいた予測評価をしたものを準備書に記載していただくことが必要ですといった趣旨のこ

とを技術指針の中で記載いただけると良いと思います。いかかでしょうか。

【奥会長】 いかがですか。

【事務局】 方法書の段階から準備書の段階で、事業計画が大きく変わりますとおそらく予測の方向の見直し等も生じてしまうのかなというところがありまして、準備書ではその変化が大きくないことを前提とした書き方に少しなっている部分はあろうかと思えます。(別紙2)の準備書の17ページの2番です。2番の「事業計画の諸元の見直し」という書き方をしているのですが、タイトルと中身が少し分かりにくいのですが、「予測の前提となる地域特性に再度考察を加えて、必要に応じて諸元の見直し」を行ってくださいということで、事業計画がほぼ固まっていることを前提にしながら、地域特性に変化が生じたような場合、例えば配慮が必要な施設が新しくできたとかそういったこともあろうかと思うのですが、そういった場合に事業計画を見直す場合がありますというような書き方をしているところがあります。

御質問にまっすぐにはお答えできていないのですが、準備書がこういう段階のもので、どういう表現をするかというのは、(別紙2)の17ページの2番と合わせて検討させていただければと思います。

【田中伸治委員】 こういう記述があることは良いと思うのですが、私の意見としてはその前の(別紙2)の16ページに、準備書の1として作成手順がありますね。ここの解説の中に、計画が十分に固まったものについての予測評価をしていただくものです、といった趣旨の記述をしていただくと良いと思いました。配慮書の部分では、そのような内容がここに当たる部分で書かれているので、そこをもう少し記述を加えていただくと良いかなというふうに思った次第です。

【事務局】 そうですね。どう記述できるか考えてみたいと思います。当たり前に確定してほしいところもあり、どう書く方が少し難しさも感じましたけれども、少しやってみたいと思います。

【田中伸治委員】 お願いします。

【奥会長】 御検討ください。

では、横田委員。そのあと片谷委員お願いします。

【横田委員】 配慮書と方法書の関係性のところで、事業計画に関して配慮書で記載している事業計画をもう少し方法書の段階で、配慮書で書いた配慮事項に基づいて具体化するという方向性が見えたのですが、そのときにやはり調査もやはり深掘りしていただく必要があるのかなというふうに思ったのです。方法書のところの調査ですが、地域特性の把握、(別紙2)の11ページですかね。ここで補完という表現されているのですが、基本的には補完じゃなくて、やはりアップデートしていくことがとても大事なのではないかと思いました。アップデートして、なおかつ具体的に特定できなかったことをきちんと特定するというのをやはり書いておいた方が良いと思いました。調査の方法のところでは、なかなか個別の項目に応じた調査のレベル感がいまいち分からないので、方法書はやはりきちんと洗い出すような調査をしていただくように、できるだけ調査を重視して、改正していただきたいというのを感じたところです。と言うのも、最近の例ですと、今議論している園芸博では、調

査自体が事前の既存情報という状況ですよね。累積的に事業が進んでいくと、どうしても前に起きている事業を基にやろうとしがちだと思うのですが、やはり事業自体がどのような調査をするのかということがとても大事なのではないかと思います。

あと事後調査で、事業調査の計画がありまして、(別紙2)の) 27ページぐらいです。事後調査計画書の作成のタイミングはもちろん事業の進捗に応じてだと思えるのですが、やはり事後調査の中に引き継ぐべき事項みたいなものをきちんと何か特定しておくようにしてほしいです。昨今、影響が拭い切れないのではないかなというような疑念を持って評価書にたどり着いてしまう場合もあり得ると思います。そこで事後調査でいかにそれをアフターフォローして、場合によってはきちんと審議になるような可能性もあるのではと思っていて、事後調査の項目をもう少し評価書のところ、あるいは準備書のところで特定していただくようなことは、是非検討いただければなと思いました。コメントですけれども、以上です。

【奥会長】 今2点ありましたね。最初の点は、(別紙2)の) 11ページですかね。最新のデータに更新することを原則とし、というふうに入れていただいて。

【横田委員】 そうですね。地域概況がベースで予測評価されるわけではなくて、やはり各項目で上がってくる現地調査のデータが、やはり一番重要な地域特性だと思うのですよね。地域特性に関するところで、配慮書の段階でできることはやはり文献レベルのことでしかないの、先ほど田中修三委員のおっしゃっていたように、きちんと自分たちで取ってくる地域概況みたいなものがあるのもいいのではないかなというふうに思いました。これは、検討いただければと思います。

【奥会長】 事務局、いかがでしょうか。

【事務局】 現地調査をした方がよろしいという御意見で理解してよろしいでしょうか。現地調査で補完すると書いてありますけれども、補完だと少し弱いのではないかなという、もう少し踏み込んでやっていただきたい。

【横田委員】 現地調査がベースかと思えます。

【事務局】 少し内部で検討させていただきます。

もう一つ、事後調査のところでも御意見いただきまして、事後調査の項目等について準備書の段階で十分に検討いただきたいものですので、準備書の項目の解説等も含めて記載をしているところがあります。(別紙2)の) 19ページになります。

準備書で、「事後調査の実施に関する事項の検討」をしっかりと準備書の段階で行っていただきたいということで、こういったことを考えてほしいという項目出しをしている内容になります。今、横田委員がおっしゃったのはこういった項目に関するところを合わせて、まだ事業計画として不確かであったものについての情報も検討してほしいといったような御意見でしょうか。

【横田委員】 そうですね。はい。

【事務局】 どういった表現ができるかも含めて、検討したいと思えます。

【横田委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 片谷委員、よろしく願いいたします。

【片谷委員】 今、横田委員がいろいろ指摘されたことは、私も大半は同感するところでは。

まず先ほどから議論になっている配慮書段階で、集めたデータをその後いろいろ見直しするという話なのですが、先ほど、指摘がありましたように、その配慮書段階のデータを後でもずっと使えるという印象を与えるのは、私もあまり有効なことではないと思っておりまして、あくまでも配慮書段階は、配慮事項の検討のためですので、何かそれをそのまま方法書以降の計画策定にも使っていいみたいに受け取られるのは避けた方がいいと思っております。やはり基本は、方法書段階以降では現地調査が基本ですので、そういうニュアンスが見えるような形にさせていただいた方がいいと思っております。

それから、準備書の中の（別紙2）の17 ページです。「(事業計画の) 諸元の見直し」です。これも、ここにこういう形で書いていいかが少し心配なところがあって、要は、ここにこう書いてあるということは、この段階まで来て事業計画はどんどん変えていいというふうを受け取られるおそれがあると、私は思っております。

基本的に事業計画の変更は、そうそう簡単にしていっていいということではないとは思っているのですが、見直しというのは要するにやむを得ず事業計画に不確定部分があった場合とか、あるいは他の事業者がやる事業との関連で事業計画を見直さざるを得なくなったとか、そういうやむを得ない場合は当然あるので、そういう場合は許容されることではけれども、計画は、事業者側の都合で変えていいかのように受け取られると、やはりよろしくないのでは、表現を御配慮いただいた方がいいのではないかと思います。

事後調査に関する御指摘がいくつか出ましたが、準備書段階で明確に事後調査が必要な事項というのは、出てきている方が望ましいというのは私もその通りだと思います。特にやむを得ずその事業計画に不確定部分が残っているような場合には余計その事後調査の事前検討というのが重要性を持ってきますので、そのあたりを少し盛り込んでいただけるといいかなというふうに思いました。以上です。

【奥会長】 事務局からございますか、御回答。

【事務局】 いただいた御意見を踏まえて考えたいところでは、一点難しさを感じているところは、こういう場合にはこういうふうにしてほしいというところが拡大解釈されないようにすることが難しいなというところで、準備書の段階で定まっていなかった場合は事後調査でしっかり書いてくださいとすると、それでいいのかということにもなりかねないかというところがありまして、しっかり考えてみたいと思います。

【奥会長】 「(事業計画の) 諸元の見直し」のところも、御検討ください。宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 (別紙2)の17 ページの「(事業計画の) 諸元 (の見直し)」のところですけど、例えば本文の四角 (囲み) のところに、「諸元の見直しを行う」とある前に、例えば、「環境を劣化させないように必要に応じて見直しを行う」とか何か入れることで対応できないですか。例えばです。今気がついたのですが、そういうような本文でもいいのかなと思います。私の意見です。

【奥会長】 事務局の方で、お願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

【奥会長】 本編の方はよろしいでしょうか。また後でありましたら、戻って御意見いただいても構わないと思いますが、時間の関係もございますので、別表2について御説明をいただいて、また御意見等いただきたいと思っております。

オ **別紙3**技術指針改定案（素案）別表2について、事務局が説明した。
カ 質疑

【奥会長】 今、説明のありました内容については、できるだけそれぞれの御専門に関連するところについては、皆様から一通り御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

御意見のある方は挙手していただければと思いますが、中西委員。

【中西委員】 大きくは3点あります。

(**別紙3**)の別表2そのものには含まれていないですけれども、方針（事務局資料「横浜市環境影響評価技術指針の改定について」）のところで「ヒートアイランドの項目化については引き続き検討」というところで、御説明がありました。これは悩ましい問題で、ヒートアイランドをどういうふうに評価するかというのが難しい故にですね、検討されているのだと思います。一方で、ヒートアイランドへの対応というものが結構、横浜市の政策課題として挙げられていたり、それから横浜市の環境科学研究所などで検討されたりもするというように、対策が必要な項目ということもありますので、そういったものは可能な限り項目化はした方が良いと考えています。その中の技術については、要検討だと思いますけれども、こういったものは対応する必要性の提示と、それから具体的にどう提示するかという2段階あると思いますので、なるべく1点目の観点からは、項目化自体は目指した方がいかなということを申し上げておきたいと思っております。

それから2点目は、(**別紙3**)の別表2を拝見して、改めてなのですけれども、まさに今出ている上の、表頭の「環境影響評価項目」というところと、あと細目の関係ですね。例えば風害を「風環境」に変えたところで気付いたのですけれども、この「環境影響評価項目」というのが単なるその項目名称でラベルとして扱われている場合と、例えば「悪臭」とか「低周波」とか「電波障害」のようにマイナスを提示する場合と、両方あるということに改めて気付きました。別にそれ自体はある程度仕方ないとは思いますが、細目のところで、例えば（環境影響評価項目の）悪臭、（細目の）悪臭で重なっているとかいうところが、意味が重なっているということと、もしかしたら悪臭だけではなくて、良いにおいがするみたいなものもあるとすれば、環境影響評価項目のところは「悪臭」というよりは例えば「におい環境」とか、何かそういうようなラベルとして価値判断が含まれない書き方にするというので、細目のところではプラスとかマイナスのところを書くとかというような方が全体としてのロジックとしては良いと思えました。例えば、低周波も「振動・音関係」とか、電波障害も「電波環境」で「テレビの電波障害」とかですね。日影も「日照環境」で「日照阻害」とか「シャドーフリッカ

一」とかというような書き方で統一すると、これは細かいことではあるし、慣習的なこともあるので絶対ということではないのですが、そういった観点で項目名を検討されると、全体としてはロジックが通るのかなというふうに思いました。2点目は以上です。

3点目、もう1点だけお願いします。(別紙3)の2ページ) 地域社会を「地域交通」に変えるということで、私はこれで良いというふうに考えます。なぜ「地域社会」というのになったかということ、例えばコミュニティとか、集落の中をドーンと道路を通す場合に、それがコミュニティ分断するというケースは、確かに無くはなかったですし、開発の時期にはそういったものが問題視されたというところがあったと思うのですね。ただ実際にどこがコミュニティかというのが判断するのは難しい、自治会の中を通ることが悪いのかという話もありますし、そういった意味では、当初の横浜市がこういったことを始めたときの理念としては、地域コミュニティに配慮したというある意味高い理念でこの項目を作ったとは思いますが、実際に環境影響評価で評価できるのは確かにこの地域交通の観点だと思います。私も当初この審査会に入ったときに、「地域社会」に正直、違和感がありましたので、実態に合わせて項目名を合わせるという意味では、この案は私としては賛成するところです。以上3点です。

【奥会長】 2点目の御指摘は事務局でも悩んでいるところだと思いますけれども。いかがですか。

【事務局】 今回、風害を「風環境」に改めるという説明が、他と合っていないところがあるので、少し難しさはあるのですが、法律の名称等と合わせている項目もあり、どこまでということはありませんけれども、少しその視点でもう一度見直しをかけたいと思います。

【中西委員】 絶対そうしなければ通じないということではないと思っておりますので、あくまで見やすさという観点の話ですので、できる範囲でいいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【奥会長】 引き続き御検討をお願いします。では、藤倉委員どうぞ。

【藤倉委員】 全体の整理についてが1点と、個別のことが2点あります。

まず全体の整理ですが、「何々への影響」という表現と「何々に係る影響」という表現と、それから「物そのもの」を書いているところがあるのですね。「物そのもの」というのは、例えば「温室効果ガス」とか「廃棄物」、温室効果ガスも「温室効果ガスの気候変動への影響」とは書けないから、こういうふうになっているのかなとは思いますが、どういう考え方で整理をしているのかが分かりづらいです。特に「騒音」、「振動」、「悪臭」については「に係る影響」になっているのですが、いかな表現かなと思っています。合わせて、同じく表現なのですが、「土地の改変と工作物の設置・撤去」をしっかりと出している場合と、「等」というのだけを付けている場合、それから「事業の実施」というふうに書いている場合、3パターンがあります。例えば「温室効果ガス」は「事業の実施」と書いていて、「緑地」などは「土地の改変又は工作物の設置等」としてありますし、一般廃棄物は「施設の供用等」としているわけですね。メインでもう1つが少ない場合は「等」を付けているのかなとも思

いますが、これも「事業の実施」みたいな大きな言い方もあるので、どういうふうに使っているか、使い分ける必要があるのかという点を確認したいと思います。

あと2点細かい話としては、「土壌汚染」が「土地の改変による土壌汚染状況への影響」になっているのですが、今までのアセスがそれを本当に対象にしていたかということと、掘り出した汚染土壌がどう移動するかは「土壌汚染」に入るのか、「建設発生土」に入るのかが不明確なので、これははっきりして、きちんとアセス対象に位置づけていただいた方が良いと思います。

もう1つの個別的事項は、「悪臭」ですけれど、先ほどの例で言うと、「施設の供用による」になっていて「等」がないのですが、建設、土地の改変などの工事の状況によっては、ものすごくくさい臭いのある所を掘り出すということもゼロではなくて、悪臭防止法はそういう建設現場の悪臭も対応し得る法体系にはなっているので、ここは「土地の改変、工作物の設置・撤去」は概念的には入るようにしておいた方が良いのではないかという点です。以上です。

【奥会長】 全て重要な御指摘なのですが、事務局、今の時点で御回答できる範囲でお願いします。

【事務局】 全体の言葉の整理というところでは、この間、悩みながらやっているところもありまして、今、委員の御指摘の中に御理解いただいているような使い分けをしております。「温室効果ガス」については、土地の改変又は等々としようかとも思ったのですが、スコープ3まで対象にし得るといふふうになってきますと、その場所だけで、それも供用に含まれると言えばそうなのですが、その場所で行われるものだけでもないかと思ひまして、一番包括的な表現になっているところです。少し分かりづらいという御意見が強かったら、他の項目とも合わせた書き方もあり得ると思ひています。「温室効果ガス」で止めていますのは、温室効果ガスに係る影響でもなく、何への影響というところがなかなか表現し難いところがありまして、御指摘の通りの状況です。負荷量を予測する項目として「温室効果ガス」と「廃棄物」については項目名で止めた形になっています。「何々への影響」と「係る影響」は、何かの影響を及ぼす対象がある場合と、その物自体を扱っているものがあり、「係る」をどう表現したら良いかというのは悩ましいところはあるのですが、
「〇〇への影響」と表現しにくいところがありまして、今こういった形になっております。言葉の精査は御意見いただきながら、ブラッシュアップしていきたいと考えています。

土壌汚染状況は、後ほど御説明したいと思います。

「等」の用い方ですけれども、悪臭については工事中も含めたような表現にしておいた方が良いのではないかという御意見でしたので、供用に等を加えるような対応にするか検討したいと思います。3段階、このように全ての「土地の改変」、「工作物の設置・撤去」、「施設の供用」と並べて書くものと、「等」で含ませているものと、きっぱり「等」を取っているものという3段階で事務局としては整理をしているところですが、違和感のある項目がありましたら御意見頂戴できればと思います。

- 【事務局】 「土壌汚染」に関しての御意見ですけれども、土地の改変に限定して、これまでの内容と差があるのではないかという御意見と、汚染土壌の運搬等についての影響というのでもあるのではないかということなのですけれども。まず今回、整理にあたりまして、土壌汚染、汚染土壌に関しては、「土壌汚染」の項目と「安全」の有害物漏洩の項目が該当すると考えております。「土壌汚染」の項目は、現に汚染土壌が生じている土地で行われる事業による影響ということから、土地の改変と限定して記載をしました。また将来的に、例えば有害物の使用等があって汚染が生じるか生じないか、生じないようにするにはどうしたら良いかといったことについては、安全の「有害物漏洩」のところで「工場等の稼働に伴う有害物等の取り扱い及び事故防止等安全確保の状況」というところがありますので、予防的などはそちらで、切り分けて考えた次第でございます。運搬等については、土地の改変等を踏まえてその処理の過程とか、そういったもので配慮すべきものということで、現時点ではあまり明記はしていなかったというところでございます。基本的に出てきた汚染土壌に関しては、この土壌汚染のところで見るということで考えています。
- 【奥会長】 はい、藤倉委員。
- 【藤倉委員】 「土壌汚染」で見るのであれば、私の意見としてはこの土壌汚染のところに、上にある（別紙3）の1ページ）建設発生土と同じように「土地の改変又は工作物の設置・撤去により場外に搬出される汚染土壌」みたいなものを1行しっかり入れておかないと全く別の事象ですので、2行書きにした方が良いのではないかという意見を申し上げておきます。以上です。
- 【奥会長】 では、今の御意見踏まえて御検討ください。
- 【事務局】 検討いたします。
- 【奥会長】 お願いいたします。他の項目につきましてはいかがでしょうか。御専門に関連するところで、是非、御意見ありましたらお願いいたします。
- 田中修三委員、お願いします。
- 【田中修三委員】 環境影響評価項目の内容は、【新】と【旧】とあるのですが、この旧はもうなくなるということですか。それとも備考か何かで残すのですか。
- 【事務局】 別表2の書き方自体は、【新】とある方に改めたいと考えていますけれども、この法律の名称等については別記の方でしっかり書いていきたいと考えています。
- 【田中修三委員】 そうですか、解説別表の1、2、3とかありますよね。
- 【事務局】 解説別表については、今、扱いを考えておりまして、頻繁に法律の改正等で物質が追加されることがあるものですから、この技術指針に引き続きあった方がいいのかどうかというところを、検討しているところになります。
- 【田中修三委員】 そうですか、分かりました。
- 先ほど質問があった「土壌汚染」なのですが、「土地の改変による土壌汚染状況への影響」ということで、例えば何か工場を作ってそこから出てくる排水によって土壌汚染が起こる場合には、「安全」で見るとおっしゃいましたね。有害物質の漏洩ですか。
- 【事務局】 はい、そうです。

- 【田中修三委員】 やはり、例えば工場などの排水で、水質なり土壌の汚染が起こるか否かというのは、土壌については「土壌汚染」の項目じゃないかなと、安全というよりも。水質は水質の施設の供用によって水質への影響というのはあるわけですが、土壌もそうではないかなという気はいたします。同じような扱いになった方がいいのではないかと。土地の改変だけではなくてですね。施設を供用することによって起こる土壌汚染ですね。
- 【事務局】 それは排水に伴って生じる可能性のある土壌汚染ということでしょうか。
- 【田中修三委員】 そうですね。排水あるいはその排水だけではないですけど、何かそういう有害物を扱う事業の場合。
- 【事務局】 排水に関しましては、地下浸透の防止措置とかを取られる前提があるのではないかと考えていまして、そういった措置を踏まえて「有害物漏洩」というところで対象としたらどうかと考えていたところでございます。
- 【田中修三委員】 それは、「安全」の項目ですよ。
- 【事務局】 はい。
- 【田中修三委員】 「安全」という項目で評価されるのですが、私はやはり今のことについては土壌汚染の項目で評価した方がいいのではないかなと気がいたします。
- 【藤倉委員】 すみません。関連でいいでしょうか。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。
- 【藤倉委員】 土壌汚染は土壌汚染を引き起こす事象として、大気汚染もあるし水質汚濁もあるし廃棄物の違法な埋め立てもあります。プラス、いわゆる有害物といいますか製品の漏洩というのがあって、環境関連法令プラスチック化審査（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）のような有害物の漏洩防止ということで土壌汚染未然防止をしていて、一般的に土壌汚染というところから起きてしまった土壌汚染をどうするのか、から物事がスタートするので、土壌汚染に全部入れると何でも入ってくるのではないかと考えるのです。さっきの説明は、その有害な性質を有する製品その他が保管をされているのが、壊れないようにという趣旨での土壌汚染の未然防止策の1つなので、それはそちらにあっていいのではないかと私は考えておりました。すみません、参考までです。
- 【奥会長】 そちらにというのは「安全」の方に位置づけて良いのではないかとということですね。
- 【藤倉委員】 「安全」の方です。土壌汚染は起きてしまった、土壌汚染スタートの方が、整理がいいのではないかとということです。
- 【奥会長】 そういう御意見ですね。この根拠法を見ますと、環境基本法やダイオキシン特措法なども入っているので、何か起きてしまう前の未然防止の考え方に基づく土壌汚染対策も、元々想定されているのかなという気もしますけれどね。
- 【事務局】 現行はそういうところがあります。別記も供用時も想定したような記載になっておりますけれども、法整備も進んできている状況を鑑みまして、対象を絞り込んでいくと良いのではないかとというふうに考えて整理しております。
- 【奥会長】 藤倉委員の御説明のような整理。

- 【事務局】 はい、そうです。
- 【奥会長】 分かりました。では、そこはしっかりとそういう説明が明確にできて、理解が容易なようにしていただければ良いと思うので、御検討お願いいたします。
- 【田中修三委員】 いいですか。
- 【奥会長】 はい、どうぞ。田中修三委員。
- 【田中修三委員】 私は土地の改変だけに絞るといえるのはどうかなという気はいたします。少し検討していただければ。
それから、むしろ水質の方なのですが、地下水の水質のところは、あくまでも地下水の水質への影響ということになっているのですが、
「水循環」の方では、地下水と湧水と両方への影響ということになっています。湧水も必ずしもその量だけの問題ではなくて、湧水の水質も問題になる場合がありますので、この「水質・底質」の中の地下水の水質の中には地下水だけではなくて、湧水も水循環と同じように入れていいのではないかとこの気はいたします。以上です。
- 【奥会長】 今の点はいかがでしょうか。
- 【事務局】 湧水の水質に関しては、公共用水域の水質という視点で今のところ整理をしていたところでございます。水循環の方につきましては、水循環系というか、流れで入れていたところでございます。現行と同様の考え方で整理をしていたところではございますが、どちらに入れるかという話はございますけれども、湧水の水質についても対象としていることが分かるような表現等を、再度検討させていただきたいと思っております。
- 【奥会長】 田中修三委員、よろしいでしょうか。
- 【田中修三委員】 結構です。
- 【奥会長】 横田委員、お願いいたします。
- 【横田委員】 「緑地」のところで、「工作物の設置等」と入っていて、ここは「等」が付いているのですけれども、今回、工作物の設置というものが、工事をイメージしているものなのか、いわゆる存在、供用の存在をイメージしているものなのか、これについてお伺いしたいのと、緑地の機能という、供用段階で、例えば森を育てていきますとかですね、よりポジティブなことをやっていく場合は、供用も入ってくるのかなと思ったのですけれども、この辺りをどうお考えかということをお聞かせいただきたいなと思っております。
- 【奥会長】 お答え、お願いいたします。
- 【事務局】 「工作物の設置」は2つ意味合いがありまして、設置に係る工事ないしその存在を両方合わせたものとして捉えております。緑地の「等」に供用が含まれているのですけれども、供用まで書くかどうかは少し迷っているところがありまして、緑地そのものは、利用される対象でもありますので、その緑地が利用されることでどういった影響があるだろうかというようなところが、想像しきれていなかったところがあります。今おっしゃったように育てていくといったポジティブな面をこの項目では評価していきたいということを考えますと、供用という言葉がいいのかどうかありますけれども、そのニュアンスが含まれるように検討してみたいと思っております。
- 【横田委員】 全体としてなのでございますけれども、「土地の改変」と「工作物の設置等」、

「施設の供用」というのが、かなり置かれているのですけれども、先ほどの技術指針（技術指針改定案（素案）本編）では積極的に非選定も考えてくださいと言っていて、それで段階をここで具体的に特定してしまうと、段階に書いてないところはあまり考えなくなるのではないかなど懸念したところがありまして、例えば、ぱっと見易い一般廃棄物のところには、「土地の改変」というのは出てこない、工事中があまり出てこないということで、考えなくなってしまうのではないかなど懸念しているところでして、もしこういうふうを書くのだったらできるだけ可能性のある幅広い考え方が必要なのかなど。

緑地だけではなくて「水循環」のところで、例えば舗装面の性状の変更というのがあると思うのですけれども、これは土地の改変に該当すると、あまり考慮しにくい部分でもあるのかなど。存在のところより出てくるのかなというような感じもするのですけれども、ここはいかがですかね。まず揚水を書いておくしかないのかなというふうに思うのですけれども、土地の改変と揚水だけなのかと思ったところがありまして。

【事務局】 事業全体として捉えたときに、土地の改変に当たるのではないかと考えておりました。工作物の設置ですとか施設の存在みたいなところでも、確かに影響はあると思いますので、その辺りも表現、検討させていただければと思います。

【横田委員】 結局、全部書かざるを得なくなってしまうような形になってしまうと、また逆に差が見えにくくなってしまったり、存在に関する部分をどう表現するのかというところは、「水循環」で気になりました。

【事務局】 ありがとうございます。

【横田委員】 最後、大きいことなのですが、「気候変動への対策」というのを温室効果ガスのところに書かれて、こういうふうを書くことやっぱり気候変動対策は温室効果ガスだけなのかと感じてしまうのもあって、緩和と適応、ただ適応の部分どうなるかなど考えると、安全の「浸水」は適応に近いのではないかとか、「土地の安定性」もそうじゃないかと考えられてきます。一般的な感覚としては、基盤としての汚染、環境基準が設定されているような汚染類と、適応の類に関する環境の影響の緩和というのは、少し分けた方がじっくり来るとってお伺いしていました。「浸水」と「緑地」は結構関係がありますけれども、「浸水」の適応的な部分というのは、ひょっとすると気候変動への適応にもなってくるのかなという、その辺りどこまで上位の施策とうまく関連づけられるかもあると思いますので、難しいところだと思いますけれども。気候変動という言葉が出てきたが故に、もう少し発展させられることがあると感じました。これは感想です。以上です。

【奥会長】 事務局、何か回答ございますか。

【事務局】 「気候変動への対策」としましたのが、ヒートアイランドという項目を入れるとすればどこかというのが、また悩ましいところがあるのですけれども、「気候変動への対策」としまして、ヒートアイランドは気候変動の影響だけではもちろんないのでけれども、まず温室効果ガスの下に位置付ける言葉が一番すっきりすると考えているところではあります。

【横田委員】 可能な範囲で御検討いただければと思います。

- 【奥会長】 なかなか難しいところですけど、御検討ください。
では、宮澤委員。その後、田中稲子委員をお願いします。
- 【宮澤委員】 専門家ではないのですけれど、気になったところ2、3点ほど。
1つは「地盤」のところ、「地盤沈下」だけを挙げています。それで
(別紙3の2ページ) (2)の細目の内容のところ、「(2) 軟弱地盤上の盛土等による地盤沈下」とあるのですけれど、地滑りなどもあるのですよね。この辺はどういうふうに扱うのかなと、それは無視するのかなというのが気になりました。これが1つです。
それから、その下の「悪臭」なのですけれど、項目に悪臭、細目に悪臭なのです。ただ今の状況でいうと、化学物質による影響というのは、非常に注目されているので、項目としては化学物質にして細目に悪臭として、さらに後日何か追加できるようにするとか、何かもう少し広くしてもいいのかなという気が1つします。
それからもう1つ、ここの同じ考え方の「安全」のところ、日影とか、電波障害とかあるので、そういうことでいうと、先ほど申し上げた地震の際の被害を少なくするという意味でいうと、歩行者の安全というのが一番下のところにもありますけれど、何か加えられないのかというのが、先ほどの意見との関連で追加させていただきます。
これが私の意見でございます。
- 【奥会長】 最後の点は、「歩行者の安全」を（環境影響評価項目の）「安全」の方に盛り込めないかということですか。
- 【宮澤委員】 「歩行者の安全」という細目を、「安全」の項目（細目）で「浸水」、「火災・爆発」とか、「有害物漏洩」とありますよね。ここに加えられるのではないかなと思った次第でございます。
- 【奥会長】 項目としては今上がっていて、どこに分類するかという問題で、上の方（安全）も考えられるのではないかということですか。
- 【宮澤委員】 そうではないです。先ほども申し上げた、建物ができた供用後に地震が起きたときに、壁面が道路に落ちてくるということを考えると、その項目は安全の「浸水」とかですね、火災とか「有害物質漏洩」、この辺のところ「歩行者の安全」として細目を入れたらいかがかと思った次第でございますということです。
- 【奥会長】 最初の点については、どうでしょうか。「地盤沈下」のところですか。
- 【事務局】 現在、「地盤沈下」におきましては、地下水が低下したものと、あと軟弱地盤上の盛土等で現象として生じた地盤沈下を取り上げているところです。御意見いただきました地滑りにつきましては、「安全」の「土地の安定性」というところで、「土地の改変、工作物の設置・撤去又は地震等の自然災害によって発生する傾斜地の崩壊又は地盤の変形等」というところで、現在でも対象としていてと考えております。
- 【宮澤委員】 入っていることは分かりましたけど、「地盤」という（環境影響評価）項目があったので、そのところが落ち着きがいいと思った次第でございます。
- 【事務局】 項目ごとで整理の仕方が分かりづらいところがあるのかなと思いますので、項目の在り方、先ほど中西委員からも分かり易くした方がいいのではないかという御意見もありましたので、そういった視点も踏まえまして、再度、検討の方はさせていただければと思います。

【奥会長】 宮澤委員、よろしいでしょうか。また全体的に分かり易さを踏まえて見直ししていただくということですので、見直し後の案を見ていただければと思います。

【宮澤委員】 それから追加がもし可能なら考えてみてください。

【奥会長】 御検討ください。

【事務局】 あと、もう1点、「悪臭」のところを化学物質でどうかという御意見いただいたのですが、悪臭は化学物質だけではないので、そこに関しては悪臭防止法の対象物質がやはりメインになってくる場所ですので、表現としてはこういう表現の方がよろしいのではないかと考えております。

【宮澤委員】 先ほど申し上げたのですが、化学物質が、かなりこれから問題になってくるというのがあったものですから、そういう範疇はどこかで捉えなくてはいけないと思って申し上げた次第です。以上です。

【奥会長】 では、田中稲子委員お願いいたします。

【田中稲子委員】 2点ほど確認ですけれども、先ほども指摘があったことで御回答いただいていたのかもしれないのですが、気候変動のところですね。そこに、影響評価項目の内容のところ「事業の実施により発生する」と書いてあって、他の表現と異なるという指摘が先ほどあったと思うのですが、この「事業の実施」というのはどこからどこまでを指しているかというところを確認したいです。おそらく今までの評価項目を考えると供用時というのにも含まれていると思うのですが、そこを確認したいのと、この「事業の実施により」と書いたときに事業者がそこをちゃんと読み取れるような配慮がなされるかという確認をしたいというのが1点です。

もう1点は、この気候変動のところに関わるのですが、先ほどヒートアイランドの項目を加える場合に、この「気候変動への対策」の中に入れるのではないかとのお話があったのですが、若干、気候の捉え方といますか、スケールが異なるのかなと、対策は非常に近いものがあるとは思いますが、この気候変動の中に入れていいのかというのが正直な感想になります。ヒートアイランドを入れた場合に、対策が結構「緑地」にも関わる話が多くなると思うので、そういった被る項目に関してどのように整理する予定かというのは、分かる範囲で教えていただけるとありがたいです。以上です。

【奥会長】 今、2点ありましたけれどもいかがでしょうか。

【事務局】 「事業の実施」は供用時も含むものとして、あらゆる段階でのという配慮指針の趣旨を受けた表現になっております。他と違うという点で、分かり易いかどうかというところは改めて考えてみたいと思います。

ヒートアイランドをどこに加えるかというところは、なかなか難しいところがありまして、環境省の考え方としては、大気質のような部分で扱う、排熱の量等でその項目を捉える場合には、廃棄物ないし温室効果ガスのような負荷量を予測評価するくくりで扱う、といった2通りの考え方が示されています。おっしゃったように関連する項目もありまして、関連性を全てこの表（別紙3）の別表2）の中で表現はしきれないところではあるのですが、もしまた御意見を伺いながら考えていければと思います。

項目で悩んでいるところというのは、1つは今言ったように、いろいろな項目に該当してくる部分があるので、例えば気候変動ですと、排熱というようなものを入れ込んで、今回のグリーンインフラもそうなのですけれど、1つの項目化がなかなか難しい部分があるので、ヒートアイランドについても、1つの項目にするというよりは、いろいろな項目の中でトータル的に見ていくというようなやり方もあるかというところで、事務局の方でもその辺も含めて検討していきたいと思います。

【田中稲子委員】

分かりました。もしかすると、環境影響評価項目のところに、今、「温室効果ガス」としか書いてないのですけれども、その表現を排熱じゃないのですけれども、微気候の変動も含むような評価項目にして、仕分けていった方が良いという気もしました。何が適切か、今ヒートアイランドの項目として評価項目として何をあげるかということもまだ出てないので、感想になりますが、少し整理が必要ではないかと思った次第です。

【事務局】

検討させていただきます。

【奥会長】

他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。上野委員は何かございませんか。よろしいでしょうか。

全体的な整理の仕方と共に、個別具体的な表現の仕方、漏れないように、もしくはその分類の仕方、多岐にわたる御意見いただきましたので、事務局の方でもいろいろと難しいところがあるかと思いますが、本日いただいた御意見を踏まえて、また整理を進めていただければと思います。

【事務局】

では、事務局、何か確認されたい点などありますか。

御意見を踏まえて検討していきたいと思います。今後の進め方だけ少し最後に補足させていただきたいと思います。新年度に入りましてからになりますけれども、本日、(別紙3)の別表2で御審議いただきました項目ごとの別記について、同様に改定案の御説明をして、御意見をいただきたいと考えております。スケジュールとしては5月頃になろうかと思っておりますけれども、「温室効果ガス」、「緑地」、「生物・生態系」、それから「水循環」、「廃棄物」、夏頃にその他の項目について御説明できればと考えております。

本日いただきました御意見は別記の検討にも反映させながら、もう1回、別表2の方に戻りまして表現を見直すといったような、行ったり来たりがあるような内容かと思っておりますので、引き続き御意見いただければと思っております。別表2と本編につきましては、別記についての御説明までいたしましてからまとめまして、最後にこういった案でまとめておりますというところを、秋頃、御説明したいと考えております。

個別にまた御相談、お伺いするかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

【奥会長】

それでは委員の皆様、今のような今後のスケジュールについての説明がありましたので、引き続きアドバイス等よろしくお願いたします。今後の審査会において改定の具体的な案については検討していくということにさせていただきます。

では、本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただきま

すようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 はい、本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

- 資 料
- ・環境影響評価技術指針の改定について 事務局資料
 - ・別紙1 第16回審査会でいただいた主なご意見 事務局資料
 - ・別紙2 技術指針改定案（素案）本編 事務局資料
 - ・別紙3 技術指針改定案（素案）別表2 事務局資料